

特定秘密保護法・戦争法・
共謀罪は廃止に
憲法9条改憲は許さない!!

和歌山 合同法律事務所新聞

発行所
和歌山合同法律事務所
和歌山市十二番丁10番地
電話 (073) 433-2241(代)
発行責任者 芝野友樹

暑中お見舞い申し上げます



早朝の和歌山城 (2019年6月17日撮影)

1945年7月9日の和歌山市大空襲で、和歌山城も焼け落ちてしまいました。2面に戸村弁護士による関連記事。

年々暑さが厳しくなり、いやでも温暖化問題を考えさせられます。



畑 純一弁護士



阪本康文弁護士



芝野友樹弁護士



森崎有治弁護士



戸村祥子弁護士



暑中お見舞い申し上げます。皆様、いかがお過ごしでしょうか。
さて、私は、昨年4月1日に日本弁護士連合会（「日弁連」）の副会長に就任し、今年の3月31日に1年間の任期を終えました。1年間の東京生活が終わり、4月からは通常の弁護士業務に復帰しています。弁護士法1条は、弁護士は基本的人権の擁護と社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、日弁連はその使命にこたえるべく法律の専門家団体として様々な意見を発信しています。

ご挨拶

「日弁連」副会長を終えて

人権擁護の最先端の活動を経験

弁護士 阪本 康文

党が改憲4項目の条文イメージを示し、憲法改正の発議がありうるのではないかと予想もあり、大変な1年になるのではという緊張感がありました。ただ、発議の動きは

この経験を今後の弁護士活動に少しでも活かせればと思っています。

次に、人権擁護委員会ですが、多種多様な人権問題を扱っており、また時代の流れとともに起こる新しい人権問題もあり、法的に難しい問題ばかりといっても過言ではありません。そのような難しい問題に多数の委員の方々が熱心に取り組んでおり、まさに「不断の努力」によって人権を擁護する活動をしている最先端を見させてもらいました。

特に自衛隊明記案について会員に多様な意見がある中で、法律家団体として合意形成できる一致点で見解を公表できたことは有意義でした。

自衛隊明記案に関する総会決議、憲法改正手続法の有料広告放送等に関する意見書等重要な論点について見解を公表してきました。憲法改正問題、

進まず、日弁連としては自衛隊明記案に関する総会決議、憲法改正手続法の有料広告放送等に関する意見書等重要な論点について見解を公表してきました。憲法改正問題、

朝食は、旅館で出てくる健康的な朝食が理想ですが、私は長年パン派です。なので、パン屋が気になります。お休みの日に、市内の美味しいパン屋さんや、県外に出かけた時はスマホで目的の地近辺の美味しいようなパン屋さんを検索して、用事のついでに寄ったりしています。

最近教えてもらった、車で5分ほどのパン屋さん、ふわふわ感とモチモチ感がちょうどいい食パンや、クリームチーズとドライフルーツの入ったハード系のパンなどがあり、どれも美味しいので、教えてもらってからは毎週のように通っています。

そして、今どきのパン屋さんは、内装がとってもおしゃれなので、それを見るのも一つの楽しみです。おしゃれな空間で、どのパンを買って帰ろうか吟味して選んで、食べたいのをくっくと我慢して家に持ち帰ります。

吟味して選んだパンを、朝、コーヒーと一緒にいただく、寝ぼけていた私にスイッチが入り、さあ、今日も一日がんばろう！と気合いが入るから不思議です。

私のパン派はまだしばらく続きます。

(植田麻祐子)



